

令和5年 決算特別委員会（総括質疑） 開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和5年11月15日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p>一 観光政策について</p> <p>(一) 負担金事業決定に関する記録の作成について (真下委員) はじめに観光政策について伺います。 道と一体に行われている観光振興機構の負担金事業は、すべてが公募型プロポーザル方式です。道が作成しております、「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」を見ますと、プロポーザル契約とした理由を明記することになっていきます。ところが、機構における各負担金事業にはこの記載がなく、道においても確認していなかったことが、分科会審議で解りました。これまで記録として残していなかったことを、知事は適切だとお考えでしょうか。</p> <p>(二) 今後の記録の作成について (真下委員) 不備を改善していこうという方向だと思うんです。しかしそれだけではなく、各負担金事業の意思決定過程の記録というのは、事業の透明性を図るうえで作成すべきなんですけど、これも無いんですね。 観光振興監は、道の規則等に基づき適切に対応していくと答えましたが、知事は、どのように改善しようとしているのか伺います。</p> <p>(三) 一社契約の推移について (真下委員) それでは契約の中身に入っていきます 2022年度は、1社契約が5割にのぼっていて、2社以下では8割を超えています。2021年度はどうでしたかでしょうか。</p> <p>(四) 負担金事業における100%契約の実態について (真下委員) つまり競争性もなく、最良の選択となりえない状況が続いているということなんです。予算上限額に対する契約額の比率が100%の契約は2022年度47.4%と、その高さが群を抜いておりました。2021年度はどうか。また、知事はどう受け止めるのかお聞きします。</p> <p>(五) 平均契約率について (真下委員) 参考までに契約金額の平均の比率は、2022年度は98%と5年前よりも高く、予算上限額が示されるとはいえ、談合が疑われる95%を大きく超えていました。21年度はどうだったのか。知事はどう受け止められたのか伺います。</p>	<p>(知事) 観光振興機構のプロポーザル契約に係る記録についてであります。観光プロモーションをはじめとする機構の負担金事業については、企画内容をより重視したいとの考えから、公募型プロポーザル方式を採用していると承知しております。 機構に対し、道の契約業務に関する取り扱いを適用することにはならないものの、負担金事業については、道の予算を活用して実施することからも、プロポーザル契約とした理由の記載など、道の取扱いを参考にさせていただき、道として改めて、必要な助言を行ってまいります。</p> <p>(知事) 意思決定過程の記録についてであります。道と機構は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見の交換を随時行っておりますが、機構からの予算要望をはじめ、負担金事業の立案や事業実施の方針等に影響を及ぼす打合せなどを含め、政策形成の意思決定過程に係る記録の作成や保管については、道の規則等に基づき適切に対応するよう、私から改めて指示を致しました。</p> <p>(知事) プロポーザルへの参加者数についてであります。2021年度の負担金事業に関し、プロポーザルの公募に1社のみが参加した件数は、68件中29件で4割強となっております。2社の参加を合わせますと、全体の約7割となっております。</p> <p>(知事) 契約額についてであります。2021年度の負担金事業に関し、予算上限額と契約額が同額の事業の割合は、48.5パーセントとなっております。プロポーザル方式による契約は、企画内容を評価するなど、競争入札に適さない業務を対象とするものであり、発注する業務の内容によっては、契約額が同額となる場合もあると考えておりますが、今後、機構において課題等の有無も検証しながら、より効果的な対応が図られるよう道として必要な助言を行ってまいります。</p> <p>(知事) 契約額の比率についてであります。2021年度の負担金事業に関し、予算上限額に対する契約額の比率は99.7パーセントとなっております。 機構が実施するプロポーザル方式による委託契約については、道の取扱いも参考としながら、適正に行われていると報告を受けているが、今後、機構において課題等の有無も検証しながら、より効果的な対応が図られるよう道として必要な助言を行ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 (真下委員) 税の効率的な執行が行われているとは言いがたく、厳しい検証を求めます。</p> <p>(六) 一般競争入札への移行の検討状況について (真下委員) 先ほどの道の取扱いでは、従来からプロポーザル方式の契約であっても安易に踏襲することなく精査し、一般競争入札への移行の可否を検討することになっていきますけれども、検討したことはありますか。</p> <p>(七) 今後の見直しについて (真下委員) 誤解していたら困るので申しあげますが、プロポーザル方式は、過度な価格競争とならないというだけで、予算の使い切りが前提ではないです。結果としてそうなったと知事は以前答えておりましたけれども、積算する道が、機構の要望通りに予算編成しているといわれても否定できないのではないのでしょうか。今後見直すべきではありませんか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) 道は行政であって、民間の機構とは違う訳です。行政としての役割を果たすように強く指摘しておきます。</p> <p>(八) 契約結果の公表について (真下委員) 道庁では提案者の評価得点、随意契約の結果などの公表を義務付けている一方、機構の公表項目は、道の基準に及んでいません。1社契約がこれほど多く、平均契約率も高くなっていることから、道民への説明責任を果たすうえでも、道基準での公表が望ましいと考えますが、お考えを伺います。</p> <p>【指摘】 (真下委員) 道と同じ基準での公表を求めておきます。</p> <p>(九) 観光振興機構との関係について (真下委員) 観光振興機構は、道が導入を検討している観光振興税の執行者となりうるということです。しかし現状においても、行政機関である道と同水準でコンプライアンスが求められているにも関わらず、今回の質問で、そうはなっていないことが明らかとなりました。 また、道と機構との関係で、緊張感を持ち牽制機能のある指導・確認を行っているとは言い難い状況も明らかとなりました。道の行政としての機能強化が求められる訳ですけど、知事はどのように改めていくのかお聞きします。</p>	<p>(知事) プロポーザル方式の検証などについてであります。機構においては、観光プロモーションなどの負担金事業は、企画内容をより重視したいとの考えから、プロポーザル方式による契約を採用しているとの報告を受けております。 いずれにしても、道の予算を活用する負担金事業については、道の取扱いも参考にしながら、機構として、競争入札への移行の可否を含め、契約方法の検討を行うなど、適切な助言を行ってまいります。</p> <p>(知事) 観光関連予算についてであります。道では、観光関連予算に関し、機構からの提案・要望も参考としつつ、道として、事業の進捗状況や効果・課題などを把握するとともに、新たな観光ニーズなども踏まえ、予算編成の中で事業の精査を行っております。 いずれにいたしましても、負担金事業を実施する機構として、より効率的かつ効果的な事業の推進が図られるよう、契約業務を含め、道としてしっかりとサポートしてまいります。</p> <p>(知事) 契約結果の公表についてであります。機構では、負担金事業について、事業名や受託事業者の情報をホームページで公開しておりますが、今後、機構において、道の取扱いを参考としながら、より適切な公表がなされるよう、道として必要な助言を行ってまいります。</p> <p>(知事) 観光振興機構についてであります。道内で唯一の広域連携 DMO である観光振興機構は、道と両輪となって本道観光の司令塔としての役割を担うことが期待されており、そのためにも、一層適正で健全な業務の運営が求められます。 道としては、民間主体の組織である機構が公益法人として期待される役割を十分に発揮できるよう、その自主性を尊重しながら、一体となって取組を進めていくことが必要と考えており、負担金事業の執行をはじめ、より適切で効果的な業務の推進に向け積極的に協力してまいります。</p>